

柳大橋上下流域荒川 清流保全実施計画

平成16年2月

秩父市

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 清流を保全するために | 1 |
| 1 | 実施計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 実施計画の期間 | 1 |
| 3 | 実施計画の対象地域 | 1 |
| 第2章 | 清流保全の基本方針 | 4 |
| 1 | 水質の保全 | 4 |
| 2 | 協力及び連携 | 4 |
| 第3章 | 区域の概要 | 5 |
| 1 | 土地利用の状況 | 5 |
| 2 | 河川の状況 | 5 |
| | (ア) 荒川 (イ) 浦山川 (ウ) 沖川堀 | |
| 3 | 人口、世帯数の状況 | 6 |
| 第4章 | 排水処理の状況 | 7 |
| 1 | 生活排水の処理状況 | 7 |
| 2 | 事業所排水の処理状況 | 7 |
| 第5章 | 河川の水質状況 | 8 |
| 1 | 環境基準の類型指定 | 8 |
| 2 | 水質の状況 | 8 |
| 第6章 | 水質保全の目標値 | 10 |
| 第7章 | 清流保全の施策 | 11 |
| 1 | 水質汚濁の防止対策 | 11 |
| | ア 集合処理施設の整備 | |
| | イ 個別処理施設の整備 | |
| | ウ 事業所排水処理の指導強化 | |
| | エ 新規事業所の立地規制 | |
| 2 | その他の清流保全対策 | 13 |
| | ア 清流保全の意識啓発 | |
| | イ 清流保全活動の充実 | |
| | ウ ごみの投棄防止 | |
| | エ 河岸緑地の保全 | |
| | オ 河川の自浄作用の促進 | |
| | カ 上流域等との連携強化 | |
| 資料編 | | 14 |

第1章 清流を保全するために

1 実施計画策定の趣旨

柳大橋上下流域荒川清流保全区域（以下「清流保全区域」という。）は、秩父市環境保全条例（平成11年条例第19号）第27条第1項の規定に基づき、「将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域」として指定したもので、美しい自然環境と調和した清流を将来にわたり保全していこうとするものである。

豊かな自然環境に恵まれた本市においては、その主要な環境要素である清流を保全していくことは市民の共通の願いであり、同時に、市民の理解と協力のもとに清流保全を推進することは、市政上の重要かつ緊急の課題であるとの認識に立ち、そのための具体的な施策の展開を図ろうとするものである。

2 実施計画の期間

この実施計画は、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間として定めるものとし、その後についても実績等により必要な見直しを行い、継続して計画していくものとする。

3 実施計画の対象地域

平成14年7月1日付けで清流保全区域に指定された荒川河川区域に面する大字別所、久那、上影森、下影森のうち、清流保全区域に雨水、排水が流入するとされる区域を対象地域とする。

ただし、清流保全区域よりも上流部の荒川、浦山川に雨水、排水が流入するとされる大字久那、浦山の区域についても本計画に準ずる施策を実施していくものとする。

清流保全区域の位置図



清流保全区域

第2章 清流保全の基本方針

1 水質の保全

清流保全区域の荒川の水質はきれいな状態を保っているものの、今日の生活様式の変化、住宅の増加から生ずる生活排水や事業所からの排水の影響を受け、将来的に見ると水質汚濁の進行が懸念される。

秩父市の貴重な自然環境の中でも特に将来へ残していかなければならないとの市民意識が高いのは「清流保全」である。この緑豊かな自然を育む清流を守り、将来においてもかけがえのない水辺として、次の世代へ伝えていくことは市民共通の願いであり、重大な努めである。さらに、水資源としての重要性を踏まえて、水質保全を念頭におき諸施策を実施する必要がある。

これらの観点から、清流保全の基本方針としては、主として貴重な環境要素である水質に着目し、水質保全の目標を定め、その実現に向けて各種の保全施策及び普及啓発等を計画的に推進する。特に生活排水及び事業所排水による水質汚濁防止を当面の最重要な課題として位置づけ、排水処理施設の整備促進、地域住民及び事業者の意識啓発を促進するものとする。

2 協力及び連携

施策の実施に際しては、地域住民及び事業者の積極的な協力を得つつ一体的な取り組みのもとに推進するとともに、上流域にあたる荒川村、大滝村との施策の連携に努めるものとする。また、必要に応じ、埼玉県をはじめとする関係行政機関に対しても支援を求めるものとする。

第3章 区域の概要

1 土地利用の状況

清流保全区域の柳大橋上下流域は、荒川の本市部分としては上流部に位置している。この区域の流れは蛇行が激しく、河川侵食によってできた河岸段丘を形成している。区域は、浦山川合流点から別所浄水場取水口までの荒川河川区域で、長さ3.7km、面積は67haである。

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区は、長尾根丘陵や秩父山地へ山々が連なる自然環境豊かな地域で、県立武甲自然公園として指定された地域を有している。昔から農業がさかんな地域であり、別所、久那地区は農業振興地域も含まれている。

しかし、この地区においても、近年、住宅建設が進んでおり、影森地区の人口は横ばいながらも、どの地区も順調に世帯数は増えている。また、河川に面した場所に産業廃棄物最終処分場がある他、この処分場の南西側に公共施設である影森グラウンドがあり、市民のスポーツレクリエーションの拠点となっている。事業所については、最終的に荒川を放流先としている事業所もいくつか存在している。

こうしたことから、この地区においては、影森地区では公共下水道の整備が進んできてはいるものの、住宅の増加による生活排水、また、事業所排水による河川の水質汚濁の進行が懸念される。

2 河川の状況

(ア) 荒川

清流保全区域の中心となる荒川は、埼玉、長野、山梨の県境の甲武信岳（標高2475m）直下を水源とし、大滝村、荒川村をへて本市へと流下し、さらに埼玉県内の多くの支流の水を集め、東京湾へ注ぐ全長169kmの一級河川である。浦山川合流点から下流の流れは比較的緩やかな瀬が続き、広々とした川原や中州があり、多くの人々が河川と触れ合うことのできるレクリエーションゾーンを形成している。その下流の巴川地区で流れは大きく蛇行し、侵食された河岸の崖地は雄大な溪相をみせている。大きな蛇行が落ち着く巴川橋の下流には別所浄水場取水口があり、市民生活と事業活動に欠かせない水道水を安定的に供給するため、日量13,000m³の河川水を取水している。

また、秩父市内を流れる荒川ではアユや溪流魚の放流が盛んに行われており、特に、秩父は古くから質のよいアユが育ち、全国的にも「秩父鮎」として知られている。

(イ) 浦山川

浦山地区の南端分水嶺に鋭く切れ込む広河原谷の上流を水源（標高およそ1000m）として細久保谷、大神楽沢、大久保谷などの溪流を合わせて水量を増し、荒川村大字久那で湾曲して、橋立川を合流した後、荒川右岸に流入する一級河川である。全長はおよそ16km、水源地点と荒川合流地点との標高差が約700mであることから急流の様相を呈しており、各所に変化に富む溪谷をつくりあげている。しかし、平成8年までに浦山ダム本体が完成し、その後の湛水により周辺の景観は変貌しており、水質についても浮遊物質の増加が見られた時期があるなど若干の影響が現れている。

(ウ) 沖川堀

武甲山麓の長者屋敷尾根下付近を水源とし、昭和電工株式会社秩父工場の敷地内を通り、荒川右岸へ合流する河川である。昭和電工から下流では暗渠や石垣などで流路が整備されており、自然的景観には乏しく、近年、生活排水などの影響により水質が悪化している。

3 人口、世帯数の状況

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区の人口は、平成15年4月1日現在8941人で、昭和63年の人口と比較すると伸び率は3%である。これに対して世帯数は3084世帯で、同じく比較すると伸び率は24%となり、このことは核家族化の進展によるものと考えられる。

地域別で見ると、市の中央地区と隣接する影森地区の人口、世帯数が多く、場所によっては既成市街地に近い様相を呈しているところも見られる。一方、清流保全区域を隔てた荒川西岸に位置する別所、久那地区の人口、世帯数は少なくなっているが、伸び率は影森地区よりも高くなっている。

今後、いずれの地区においても世帯数は順調に伸びることが予想される。

人口、世帯数の推移

| | | 昭和63 | 平成 3 | 平成 6 | 平成 9 | 平成12 | 平成15 |
|----|-----|------|------|------|------|------|------|
| 別所 | 人口 | 538 | 538 | 537 | 543 | 545 | 528 |
| | 世帯数 | 145 | 147 | 150 | 158 | 172 | 172 |
| 久那 | 人口 | 1232 | 1297 | 1344 | 1381 | 1587 | 1583 |
| | 世帯数 | 327 | 356 | 374 | 395 | 484 | 497 |
| 影森 | 人口 | 6873 | 6829 | 6961 | 6952 | 6901 | 6830 |
| | 世帯数 | 2020 | 2054 | 2195 | 2299 | 2401 | 2415 |

第4章 排水処理の状況

1 生活排水の処理状況

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区における生活排水の処理実態は正確には把握されていない。

影森地区では公共下水道が普及し、86.1%の割合で生活排水が公共下水道で処理されている。これ以外の影森地区、また、別所、久那地区の家庭からの処理水等は、大部分が水路又は側溝等を経て最終的に荒川に流入している。

2 事業所排水の処理状況

清流保全区域に放流している水質汚濁防止法に基づく特定事業場は6箇所あり、届け出されている排水量はこれらの事業所合計で一日あたり約3670m³になる。これらの事業所に対しては、県、市で立入調査をし、水質検査も実施している。

これ以外の小規模な事業所については、排水処理の実態は把握されていない。

第5章 河川の水質状況

1 環境基準の類型指定

水質汚濁に係る環境基準としては、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて設定されている。人の健康の保護に関する環境基準は現在、カドミウム、全シアン等の26項目について基準値が設定されており、全公共用水域に一律に適用され、ただちに達成維持するものとされている。

一方、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）等の項目について、基準値が具体的に示されている。

なお、環境基準は許容限度又は受認限度という性格のものではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準とし、行政上の政策目標として位置づけられているものである。

荒川の清流保全区域における生活環境に関する基準は、次のとおりとなっている。

A類型 水質汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（昭和46年埼玉県告示1646）

| 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
|-----------------|---------------------|--------------|---------------|------------------|
| 6.5~8.5 以下 | 2mg/l以下 | 25mg/l以下 | 7.5mg/l以上 | 1000MPN/100ml 以下 |

A類型とは、水利用の目的から指定されているもので、次のような内容をいう。

水産では・・・ヤマメ、イワナなどが生息できるもの。

水道用では・・・沈殿・ろ過など通常の浄水操作を行うもの。

環境保全では・・・水浴ができ、川べりの散歩など日常生活に不快を感じないもの。

2 水質の状況

清流保全区域内で継続的に水質調査を実施しているところはないが、荒川では下流の武の鼻橋下で、また、清流保全区域内へ流れ込む河川のうち浦山川と沖川堀でそれぞれ継続的に水質調査を実施している。

荒川、浦山川では大腸菌群数を除きいずれも環境基準値を十分に満足しており、水質は良好である。この状況は、経年的に見ても大きな変化は見られない。これに比べて沖川堀ではBODの数値が高く、大腸菌群数もけた違いに高い。

これは生活排水の流入が主な原因として考えられるが、流域の公共下水道整備が進んでいるためかBODの数値から見ると若干の改善傾向も認められる。

各調査地点ごとの水質状況は、次のとおりである。

■荒川（武の鼻橋下） (平均)

| | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| pH | 8.4 | 8.4 | 8.0 | 8.4 | 7.8 | 7.8 | 8.0 | 7.8 |
| BOD (mg/ℓ) | 0.9 | 1.1 | 0.5 | 1.2 | 0.9 | 0.9 | 0.5 | 0.7 |
| SS (mg/ℓ) | 1.8 | 2.8 | 2.1 | 2.2 | 1.0 | 1.0 | 0.8 | 0.8 |
| DO (mg/ℓ) | 11.4 | 11.5 | 10.6 | 10.7 | 11.3 | 11.3 | 11.4 | 10.7 |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 337 | 546 | 3250 | 712 | 1086 | 1086 | 862 | 465 |

■浦山川（常盤橋下） (平均)

| | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| pH | 7.8 | 7.8 | 7.8 | 7.9 | 7.7 | 7.5 | 7.5 | 7.6 |
| BOD (mg/ℓ) | 0.5 | 1.0 | 0.8 | 0.7 | 1.0 | 0.8 | 0.8 | 0.9 |
| SS (mg/ℓ) | 0.8 | 1.7 | 1.0 | 1.9 | 4.8 | 1.3 | 2.5 | 1.2 |
| DO (mg/ℓ) | 11.2 | 10.8 | 10.3 | 10.8 | 10.3 | 10.8 | 10.8 | 10.7 |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 2365 | 16517 | 3098 | 5100 | 2353 | 6350 | 22967 | 5213 |

■沖川堀（影森中学校下） (平均)

| | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|---------|--------|
| pH | 7.4 | 7.2 | 7.5 | 7.7 | 7.5 | 7.3 | 7.4 | 7.6 |
| BOD (mg/ℓ) | 8.8 | 9.8 | 4.6 | 3.5 | 3.2 | 4.6 | 4.3 | 2.9 |
| SS (mg/ℓ) | 12.7 | 13.9 | 9.3 | 6.7 | 7.7 | 7.0 | 9.0 | 6.5 |
| DO (mg/ℓ) | 9.6 | 9.2 | 9.9 | 10.1 | 9.5 | 9.9 | 9.9 | 10.0 |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 505667 | 515867 | 236000 | 31083833 | 342973 | 393167 | 2739833 | 52000 |

第6章 水質保全の目標値

水質保全の目標は、人の健康の保護に関する環境基準の達成はもちろんのこと、生活環境の保全に関する環境基準に関しても、現状の水質を最低限のものとして維持するものとする。水質保全の目標値の項目はBODとし、1mg/ℓ以下の水質を目標とする。目標値を類型指定にあてはめると最上位の「AA類型」の水質基準となるが、水質汚濁の防止に関する施策の積極的な推進により達成を図るものとする。

第7章 清流保全の施策

清流保全のための具体的な施策については、当面、生活排水及び事業所排水による水質汚濁の防止を最優先の課題として実施するものとし、実施計画の期間中に概ね次の事項について、施策を実施するものとする。

1 水質汚濁の防止対策

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区における生活排水等は、公共下水道の普及率が86%を超えている影森地区の処理区域を除いて、その大部分は最終的に荒川に流入している現状から見て、水質汚濁の進行を防止するためにはこれらの排水対策を強力に進める必要がある。また、この区域には事業所も多く、中にはまとまった排出水を放流している工場もある。さらに清流保全区域に隣接する場所には産業廃棄物処分場もあり、過去には不慮の事故で汚濁水が荒川へ流出した経過もあることなどから、こうした事業所の新設に規制をかけるなど厳しい立場で臨むとともに、既存の事業所に対しても指導を強化するなど、事業所排水対策についても強力に進める必要がある。

(ア) 集合処理施設の整備

市では現在、公共下水道事業により用途地域指定区域とその周辺地域、約1,073haについて整備を進めており、荒川西岸区域の農業振興地域内では12地区を計画し、農業集落排水事業を展開している。

農業集落排水事業では現在、久那地区において中久那と巴川の南側一部を計画区域とし、計画人口1,450人、計画対象戸数337戸及び計画面積25.5haの規模で平成11年度から平成20年度の予定で事業実施されている。

期間中においては、概ね次の事業を実施する。

| 施策名 | 内容 |
|-------------|---|
| 農業集落排水事業の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域住民に対する事業計画の説明・ 関係機関との協議、調整・ 国、県に対する事業計画の説明・ 補助事業の採択要望・ 実施設計の委託・ 管渠建設・ 処理施設用地買収・ 処理施設建設 |

(イ) 個別処理施設の整備

公共下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業実施採択区域外については、合併処理浄化槽の設置を重点事項として推進するとともに、設置後の維持管理については、講習会の開催等設置者に対する啓発を積極的に実施し、適正な管理を促進する。

また、今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて個別又は共同処理の合併処理浄化槽等の整備を指導する。

| 施策名 | 内容 |
|-----------|---|
| 個別処理施設の整備 | <ul style="list-style-type: none">合併処理浄化槽の整備促進合併処理浄化槽設置補助金制度の継続浄化槽の維持管理の促進共同処理合併処理浄化槽の整備 |

(ウ) 事業所排水処理の指導強化

水質汚濁防止法に基づく特定事業場については、県と連携して定期的な指導を実施するとともに、市独自にも水質測定を実施し、適正な排水処理を促進する。

また、既存の産業廃棄物処分場については、秩父市と締結している公害防止協定に基づき、定期的な立入検査の実施等により適正な管理が行われ、清流保全区域の水質に影響することがないよう監視、指導を行っていく。

| 施策名 | 内容 |
|--------------|--|
| 事業所排水処理の指導強化 | <ul style="list-style-type: none">事業所排水の監視強化定期的な立入指導市独自の水質調査公害防止協定に基づく監視、指導事故時の対策の指導強化 |

(エ) 新規事業所の立地規制

清流保全区域に接するか又は区域に排水を放流することとなる事業場を設置しようとする事業者に対し、市との事前協議など必要な義務づけをし、水質汚染の不安、恐れのある施設と認定した事業場について立地規制をするものとする。とりわけこの区域に隣接している既存の産業廃棄物処分場の過去における事故等を勘案し、新規の産業廃棄物最終処分場の設置は認めないこととする。

| 施 策 名 | 内 容 |
|------------|--|
| 新規事業所の立地規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市との事前協議の義務づけ ・ 産業廃棄物最終処分場を認めない ・ 排水基準の上乗せ ・ 立地規制を目的とした条例制定の検討 |

2 その他の清流保全対策

(ア) 清流保全の意識啓発

清流保全区域の指定目的、指定範囲についてパンフレットや区域図の配布などにより周知するとともに、日常生活や事業活動の排水が川に及ぼす影響等について、環境講座などの学習機会の提供や広報誌等による情報の提供を行うこととする。

(イ) 清流保全活動の充実

清流保全の効果的な活動を進めるため、河川浄化団体への支援などにより、地域住民等による推進体制の充実を図り、地域ぐるみの活動を促進する。

(ウ) ごみの投棄防止

河川等へのごみの投棄については、不法投棄パトロールの実施などにより監視体制を強化する。また、川遊び等の観光客に対するごみの持ち帰り運動を促進する。

(エ) 河岸緑地の保全

河川と一体をなす河岸の緑地については、極力保全する方向で開発行為等を指導すると共に当該行為が水質に影響を与えることのないよう併せて指導する。

(オ) 河川の自浄作用の促進

河川の持つ自然な自浄作用を促進するため、河川等の工事にあってはできる限り自然工法の採用に努める。

(カ) 上流域等との連携強化

清流保全に関する事業については、上流域にあたる大滝村、荒川村との連携を強化し、一体的な取り組みに努めるとともに、埼玉県等の関係機関に対しても必要な要請を行う。

資料偏

- ・ 秩父市環境保全条例（抄） 第4章 （第21条～第28条） 15
- ・ 環境審議会 諮問 17
- ・ 答申 18
- ・ 告示文書 19
- ・ 環境基準表 20
- ・ 用語解説 21

秩父市環境保全条例（抄）

平成11年12月22日
条例第18号

第4章 公共用水域等の水質保全

（水質の保全）

第21条 市長は、公共用水域等の水質の保全について、必要な施策を推進するものとする。

（生活排水の適正処理）

第22条 市民は、生活排水が公共用水域等に与える影響を認識し、水質の保全のために有効な浄化装置の設置に努めなければならない。

（事業所排水の適正処理）

第23条 事業者は、事業所排水が公共用水域等に与える影響を認識し、水質の保全のために有効な施設の設置に努めなければならない。

（指導及び助言）

第24条 市長は、生活排水又は事業所排水を排出している者が必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排出者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（改善勧告）

第25条 市長は、市民及び事業者が前条の指導に従わないときは、当該排出者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

（河川区域における自動車の通行規制）

第26条 何人も、河川区域において自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）の通行をする場合は、当該河川区域の自然環境を害しないよう常に配慮しなければならない。

2 何人も、河川区域のうち流水の区域においては、自動車の通行をしてはならない。ただし、河川管理者等が当該河川の管理及び工事のために必要な場合並びに人命救助その他の緊急に必要な場合については、この限りでない。

(清流保全区域の指定)

第27条 市長は、将来にわたって特に公共用水域等の水質を保全するため必要があると認めるときは、清流保全区域を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ秩父市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、清流保全区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

4 前2項の規定は、清流保全区域の変更又は解除について準用する。

(清流保全実施計画)

第28条 市長は、清流保全区域を指定したときは、当該区域内における実施すべき施策に関する計画（次項において「清流保全実施計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、清流保全実施計画を定めたときは、これを公表するものとする。

環 衛 - 1 4 1
平成14年4月30日

秩父市環境審議会会長 様

秩父市長 内田 全一

清流保全区域指定に係る意見について（諮問）

このことについて、秩父市環境保全条例第27条第2項の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
清流保全区域の指定に係る意見について
- 2 概 要
浦山川合流点から別所浄水場取水口までの荒川河川区域(長さ3.7km
面積6.7ha)を秩父市環境保全条例に基づく清流保全区域として指定すること

環 審 ー 4
平成14年5月29日

秩父市長 内 田 全 一 様

秩父市環境審議会
会 長 江 田 武 一

清流保全区域の指定に係る意見について（答申）

平成14年4月30日付け、環衛ー141号で諮問のあったこのことについては、平成14年5月21日開催の審議会において審議の結果、下記のとおり決定したので答申します。

記

影森・久那橋間にかかる柳大橋上下流区域の荒川は、秩父市都市計画マスタープラン（平成13年3月策定）の中で、河川に親しむレクリエーションゾーンとされていることなどから多くの市民、観光客が河川敷を利用して荒川の自然に親しんでいる。また、上水道の水源としても欠くことのできない貴重な資源である。

しかしながら、この荒川に隣接する地域は近年住宅が増加するなど都市化の進展が著しく、また、既存の産業廃棄物処分場に加えて新たな処分場計画があるなど、生活排水等の流入による水質汚濁の進行が懸念される。

従って、浦山川合流点から別所浄水場取水口までの荒川河川区域（長さ3.7km、面積67ha）を秩父市環境保全条例に基づく清流保全区域として指定するとする諮問については、当審議会としては異議はない。

秩父市告示第91号

秩父市環境保全条例第27条第1項の規定に基づき清流保全区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年7月1日

秩父市長 内 田 全 一

- 1 保全区域の指定年月日 平成14年7月1日
- 2 保全区域の名称 柳大橋上下流域荒川清流保全区域
- 3 保 全 区 域 浦山川合流点から別所浄水場取水口までの
荒川河川区域
長さ3.7km、面積67ha
- 4 保 全 区 域 図 別紙のとおり

生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

| 項目 類型 | 利用目的 の適応性 | 基 準 値 | | | | | 該 当 水 域 |
|----------|------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|---------------------|-------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌 群数 | |
| AA | 水道1級・ 自然環境保全 | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 50MPN/ 100mℓ以下 | |
| A | 水道2級・ 水産1級・水溶 | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 1000MPN/ 100mℓ以下 | 荒 川 赤平川 横瀬川 |
| B | 水道3級・ 水産2級 | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | 5000MPN/ 100mℓ以下 | |
| C | 水産3級・ 工業用水1級 | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/ℓ以下 | 50mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | — | |
| D | 工業用水2級・ 農業用水 | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/ℓ以下 | 100mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以上 | — | |
| E | 工業用水3級・ 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/ℓ以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと | 2mg/ℓ以上 | — | |

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 : コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

用語の解説

■水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁が著しい。

■浮遊物質（SS）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水がにごっている。

■溶存酸素（DO）

水中に溶解している酸素のことをいい、BODが高いほど溶存酸素は消費される。魚には5mg/l程度が必要で、環境保全上は、臭気発生限界の点から2mg/l以上必要とされる。

■大腸菌群数

腸内細菌で、一種ではなくいくつかの属、種が含まれたものである。それ自体は健康に有害ではないが、多量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられる。単位はMPN（最確数）で表される。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理を有するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

■農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

■生活排水

台所、洗濯、浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。いわゆる下水。

■合併処理浄化槽

浄化槽のうち、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽をいう。この浄化槽は処理能力が高く（除去率90%以上）短期間で設置できる上、処理水は公共下水道の終末処理施設（BOD20mg/ℓ以下）と同等である。

■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■特定事業場

水質汚濁防止法の有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置している工場又は事業場をいう。